## 一般財団法人三重県環境保全事業団 定款

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人三重県環境保全事業団(以下「事業団」という。)と 称する。

(事務所)

- 第2条 事業団は、主たる事務所を三重県津市に置く。
- 2 事業団は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 事業団は、環境汚染を防止し、生活環境の向上を図るとともに、自然環境を保全等するため、環境保全事業を通じて県民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 計量法に基づく濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明事業
- (2) 水道法に基づく施設の維持管理及び水質等検査
- (3) 下水道法に基づく施設の維持管理及び水質等検査
- (4) 労働安全衛生法に基づく作業環境測定
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物飲料水水質検査
- (6) 環境影響調査及びこれに関連する事業
- (7) 自然環境保全調査及びこれに関連する事業
- (8) マネジメントシステムに関する審査登録事業
- (9) 環境保全及びこれに関連するコンサルティング事業 (ただし、ISO14001及び ISO9001に関するコンサルティング事業を除く)
- (10) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物及び市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理 (中間処理、再資源化、最終処分その他関連する事項を含む)並びに廃棄物処理施設 等に係るコンサルティング事業
- (11) 環境保全に関連する県民活動の支援事業
- (12) 地球温暖化対策への普及啓発に関する事業
- (13) 気候変動への適応に関する事業
- (14) 環境保全に関する研修及び講習会の開催
- (15) 環境保全に関する広報及び啓発活動
- (16) その他事業団の目的を達成するために必要な調査、研究及び事業

## 第2章 財産及び会計

#### (事業年度)

第5条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

# (財産の種別)

- 第6条 事業団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 事業団の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の維持及び処分)

- 第7条 基本財産について事業団は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事 会及び評議員会の議決を経なければならない。

#### (財産の管理及び運用)

第8条 事業団の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の 決議により別に定める。

# (事業計画及び収支予算)

第9条 事業団の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理 事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを 変更する場合も、同様とする。

#### (事業報告及び決算)

- 第10条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及びこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。
- 2 事業団は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置くとともに、 貸借対照表を公告するものとする。

#### (多額の長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第11条 事業団が多額の資金の借入をしようとするときは、短期借入金を除き、理事会 及び評議員会の議決を経なければならない。
- 2 事業団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経 なければならない。

(会計原則等)

- 第12条 事業団の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 事業団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(剰余金の分配の禁止)

第13条 事業団は、剰余金の分配は行わない。

## 第3章 評議員及び評議員会

## 第1節 評議員

(定数)

第14条 事業団に、評議員5名以上10名以内を置く。

(選任等)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権 限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第18条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第2節 評議員会

## (構成及び権限)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 役員の選任及び解任
  - (3) 理事の報酬等の総額
  - (4) 監事の報酬等の総額
  - (5) 評議員の報酬等の支給の基準
  - (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (7) 多額の長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (8) 残余財産の帰属
  - (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
  - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。) に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

## (種類及び開催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

#### (招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

## (招集の通知)

- 第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。ただし、理事長は書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により招集の通知を発することができる。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、 評議員会を開催することができる。

#### (議 長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において選定する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

- 第25条 評議員会の議事は、次項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 次の事項は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
  - (1) 監事の解任(「一般社団・財団法人法」第 176 条第 1 項の評議員会(監事を解任する場合に限る。))
  - (2) 理事及び監事の事業団に対する損害賠償責任の一部免除 (「一般社団・財団法人法」 第 198 条において準用する第 113 条第 1 項の評議員会)
  - (3) 定款の変更(「一般社団・財団法人法」第200条の評議員会)
  - (4) 事業の全部の譲渡(「一般社団・財団法人法」第201条の評議員会)
  - (5) 解散後、清算結了までの法人継続(「一般社団・財団法人法」第 204 条の評議員会)
  - (6) 合併(「一般社団・財団法人法」第247条、第251条第1項及び第257条の評議員会)

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案 について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみ なす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した評議員から選出された議事録署名人2名が記名押印するものとする。

## 第4章 役員及び理事会

# 第1節 役員

#### (種類及び定数)

- 第29条 事業団に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上8名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、5名以内を「一般社団・財団法人法」第197条が準 用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

#### (選任等)

- 第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副理事長、専 務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長は1名以内、専務理 事は2名以内、常務理事は2名以内とする。
- 5 監事は、事業団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

## (理事の職務及び権限)

- 第31条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、事業団の業務の執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、事業団の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事業団の業務を分担執行する。また、 理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事 会が予め決定した順序によって、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、事業団の業務を分担執行する。また、理事長、副理事長及び専務理事 に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を 代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の 権限は、理事会が別に定める。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事は、毎 事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告 しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 事業団の業務及び財産の状況を調査すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は 法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき は、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。 ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内 の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集するこ と。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、 法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調 査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事が事業団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、 又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって事業団に著しい 損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求 すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第29条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利 義務を有する。

(解 任)

- 第34条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### (報酬等)

- 第35条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。 (取引の制限)
- 第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を 開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにする事業団の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする事業団との取引
  - (3) 事業団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における事業団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## (責任の免除又は限定)

- 第37条 事業団は、役員の「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 事業団は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### 第2節 理事会

# (設置)

- 第38条 事業団に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

#### (権 限)

- 第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 事業団の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の 選定及び解職

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制その他事業団の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をい う。) の整備
  - (6) 第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

#### (種類及び開催)

- 第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日 を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理 事が招集したとき。
  - (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、 又は監事が招集したとき。

## (招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が 招集する場合及び前条第3項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号の規定による場合は、理事が、前条第3項第4号後段の規定による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった 日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時 理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続 を経ることなく、理事会を開催することができる。

# (議 長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第44条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第46条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知 したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

# 第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2 以上の議決を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第 15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても、適用する。

(合併等)

第49条 事業団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第50条 事業団は、「一般社団・財団法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 事業団が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第6章 事務局

(設置等)

- 第52条 事業団の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に必要な職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第53条 事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備えてお かなければならない。
  - (1) 定款
  - (2)理事、監事及び評議員の名簿
  - (3)認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (5) 監査報告書
  - (6) 計算書類等、会計帳簿

## 第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 55 条 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告の方法)

第56条 事業団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

# 第8章 補 則

# (委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整 備法」という。)の第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定 める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例財団 法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかか わらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始 日とする。
- 3 事業団の最初の理事、監事は次に掲げる者とする。

理事 油家 正、 松林 万行、 堀木 稔生、 杉田 啓一、 森本 彰 監事 飯田 俊司、 前野 紘一

- 4 事業団の最初の代表理事は油家正とする。
- 5 事業団の最初の業務執行理事は松林万行、堀木稔生、杉田啓一、森本彰とする。
- 6 事業団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

圓城寺 英夫、 坂口 光、 佐久間 裕之、 竹林 武一、 田代 兼二朗、 藤田 正美、 前葉 泰幸、 真伏 利典

## 7 事業団の一般財団法人移行時の基本財産

場所・物量等	金額
第 300 回利付国債	155,800,000 円
	内訳 (出捐金)
	│
	市町村 29,610,000円
	し企業等 77,900,000円丿
第 302 回利付国債	100, 036, 534 円
24, 824 m <sup>2</sup>	118, 047, 831 円
津市河芸町上野 3258 番地ほか 1 筆	
13, 076 m <sup>2</sup>	117, 165, 886 円
四日市市小山町字大犬谷 3243-2 ほか 3 筆	
(延床面積) 4,086m <sup>2</sup>	334, 172, 539 円
津市河芸町上野 3258 番地	
2 階建	
	74,777,210 円
	900, 000, 000 円
	第 300 回利付国債 第 302 回利付国債 24,824m² 津市河芸町上野 3258 番地ほか 1 筆 13,076m² 四日市市小山町字大犬谷 3243-2 ほか 3 筆 (延床面積) 4,086m² 津市河芸町上野 3258 番地

(注)財産種別及び金額は、一般財団法人への移行申請直前事業年度の決算書(平成24年3月31日現在の貸借対照表)に基づくものです。

附則

この定款は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この定款は、2019年4月1日から施行する。